

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人一橋大学ハラスメント防止等に関する規則（平成25年規則第141号）第5条第3項の規定に基づき、ハラスメント相談室の業務、組織その他必要な事項について定める。

(業務)

第2条 ハラスメント相談室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 ハラスメントに係る相談窓口
- 二 ハラスメントに係る相談に対する助言
- 三 ハラスメント対策委員会への事案報告及び協力
- 四 ハラスメント調査委員会が行う事実関係調査等への協力

(組織)

第3条 ハラスメント相談室は、ハラスメント相談室長、ハラスメント専門相談員及びハラスメント相談員をもって組織する。

(ハラスメント相談室長)

第4条 ハラスメント相談室長は、ハラスメント対策委員会委員長が指名する教授又は准教授をもって充てる。

2 ハラスメント相談室長に事故があるときは、ハラスメント相談室長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(ハラスメント専門相談員)

第5条 ハラスメント専門相談員は、ハラスメントに関する相談業務について専門的な知識又は経験等を有する者をもって充てる。

(ハラスメント相談員)

第6条 ハラスメント相談員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 各研究科及び経済研究所から選出された教育職員 7人
 - 二 一般職員 3人
 - 三 教育職員（助手） 1人
 - 四 看護師 2人
 - 五 国際教育センターから選出された教育職員 1人
 - 六 相談業務について専門的な知識又は経験等を有する者 若干人
- 2 ハラスメント相談員は、その男女の構成比に著しい偏りがあることはない。
- 3 ハラスメント相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のハラスメント相談員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項第1号に掲げるハラスメント相談員は、毎年その半数を改選するものとする。
- 5 ハラスメント対策委員会委員長は、ハラスメント相談員のうちから主任相談員として若干人を指名し、ハラスメント専門相談員を補佐させるものとする。

(事務)

第7条 ハラスメント相談室の事務は、総務部人事課及び学務部学生支援課が行う。

(雑則)

第8条 ハラスメントに関する相談業務の実施のため必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成25年7月29日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に第6条第1項第1号に掲げるハラスメント相談員となった者であって、経済学研究科、社会学研究科及び国際企業戦略研究科から選出されたものの任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 この細則の施行後最初に第6条第1項各号に掲げるハラスメント相談員となった者（前項に規定する者を除く。）の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月7日から施行し、改正後の国立大学法人一橋大学ハラスメント相談室細則の規定は、平成28年12月1日から適用する。